

別除権該当性要件としての倒産財団帰属性 に関する補充的検討 (2・完)

—担保権実行中止命令等の時的限界との
関係を中心として—

加藤 甲斐斗

〔目次〕

- 第 1 本稿の目的
 - 1 倒産財団帰属性要件に係る解釈—その検討結果
 - 2 倒産財団帰属性要件とその派生問題の指摘
- 第 2 倒産財団帰属性要件と担保権実行中止命令等の時的限界
 - 1 非典型担保権に対する担保権実行中止命令等の適用の有無
 - 2 価値帰属説と担保権実行中止命令等の時的限界
- 第 3 各種非典型担保権の法律構成と担保目的財産
 - 1 譲渡担保権
 - 2 所有権留保
- 第 4 フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約と担保目的財産
 - 1 リース物件説と利用権説
 - 2 担保目的財産の前提要件とは？ (以上、64 卷 1 号)
 - 3 利用権の性質の分析、検討等 (以下、本号)
 - 4 結論
- 第 5 各種非典型担保権と担保権実行中止命令等の時的限界
 - 1 譲渡担保権
 - 2 所有権留保
 - 3 フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約
 - 4 結論
- 第 6 結論及び今後の課題

3 利用権の性質の分析、検討等¹⁰⁸⁾

私見は、有体物を目的とする譲渡担保権や所有権留保において、その担保目的財産は、譲渡担保財産、留保目的物（不動産や動産）であり、譲渡担保設定者や留保買主に帰属する設定者留保権（あるいは受戻権）や物権的期待権ではない、と解する立場に立つ。なぜなら、譲渡担保権や所有権留保の場合、譲渡担保権者や留保売主に帰属する所有権は、担保を目的とする所有権であり、したがって、当該所有権の客体である不動産や動産もまた担保目的財産としての所有物と評価することが可能だからである。

そして、そのような所有権の担保（権）化、所有物の担保目的財産化を導く法律構成として、物権化先行モデルではなく、担保目的重視モデルが相当であると解する。このような見解に立つ場合、例えば、所有権留保において、留保売主の所有権が担保として再構成される根拠は、留保買主に帰属する物権的権利ないし地位（停止条件付所有権、物権的期待権）によって当該所有権が物権的に制限を受けるからではなく、端的に留保売主に帰属する所有権が売買代金債権を担保するために機能するにとどまるが故に制限を受ける¹⁰⁹⁾、と解するこ

108) 前号の脱稿は2023年3月であったところ、脱稿後においてもフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約をめぐる諸議論は進展し、また、杉本和土「ファイナンス・リースと倒産法」債管180号（2023）4頁以下、阿部弘樹ほか「倒産手続におけるリース契約の実務上の取扱いと問題点」債管180号（2023）16頁以下等の文献も登場している。そこで、本号では2023年3月以降に出版された文献についても適時引用する。

109) 債権者に帰属する所有権は具体的にどのような形で制限を受けるのか、という問題について、例えば、増森・前掲注（73）1103頁は、「従来の所有権的構成を維持しながら、譲渡担保権が実質的に担保としての性質を有することにかんがみ、所有権移転に『債権担保の目的を達成するのに必要な範囲において』との限定を付しているもの」と解説する（下線は執筆者）。そうすると、譲渡担保権が担保を目的とする所有権として制限を受ける具体的な法律構成は、譲渡担保権者に帰属する所有権が直接的に担保を目的とする所有権へ制限を受けるのではなく、譲渡担保設定者から譲渡担保権者への譲渡担保財産に係る所有権の「所有権移転の効力」を制限することによって、譲渡担保権者の所有権を担保目的のものとして制限しているものと分析できよう。例えば、松岡・前掲注（11）314頁は、判例は、「所有権移転の効力を債権担保の目的を達成するのに必要な範囲に限ることで、全体として担保

ととなる。フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約の実質は担保であるとの見解¹¹⁰⁾に立ち、かつ、担保目的重視モデルを前提とするのであれば、同契約においてリース会社に帰属するリース物件の所有権は担保の目的へと制限を受け、そして、その所有権の客体であるリース物件もこのような制限に伴いそのまま担保目的財産としての所有物を構成する、と解することができる¹¹¹⁾。

的構成に近づいている」と説明する。

この分析が妥当であるとするれば、所有権留保については以下のとおりの説明となる。すなわち、所有権留保においては、留保売主から留保買主へ所有権が直ちに「移転」するわけではないが、留保売主による所有権の留保を停止条件付の「移転」と構成するとか、あるいは留保売主による所有権の留保を「非移転」と構成して、かかる「移転」や「非移転」が制限を受ける結果、留保売主に帰属する所有権は担保目的的所有権となると説明できるものと考えられる。

110) フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約が担保であるとの理解に立つものとして、例えば、最判平 20 年等参照。私見としても、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約は、債権者たるリース会社が目的物に関する使用価値を放棄する一方で、リース物件の所有権を移転させないという法律構成をとることで、当該物件の交換価値から優先的に債権を回収することができるような経済的構造を有する以上、これを担保として評価することは差し支えないと解する。

111) 私見は、所有権留保の場合、留保売主による停止条件付の所有権の「移転」が制限を受けることにより、留保売主の所有権が担保(権)化すると解するのではなく、留保売主から留保買主への所有権の「非移転」が強行法規によって制限を受ける結果、留保売主の所有権が担保(権)化すると理解する。なぜなら、停止条件付の「移転」を制限したとしても、留保売主の所有権が制限されることを結論付けることはないと考えられるからである。つまり、留保買主に留保目的物の所有権が将来移転することを制限したところで、留保買主側の所有権の帰属が制限されることはあり得ても、留保売主の権利が制限されることには結びつかないからである。

したがって、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約においてもリース物件に係る所有権の「非移転」が制限を受ける結果、リース会社の所有権は担保のものとして制限を受け、反面として、ユーザーに帰属する利用権が物権化しうる、と理解する。

なお、ユーザーの利用権の性質に当たって、これがリース物件の所有権の一部たる使用収益権(民法 206 条)であることを述べるものとして、加藤雅信「リース取引の当事者」加藤一郎・椿寿夫編『リース取引法講座(上)』(金融財政事情研究会、1987) 107 頁。本見解は、リース物件の所有権がリース会社、ユーザーそれぞれに分属することを肯定するものであると解されるが、その分属の根拠としては、例え

もつとも、リース物件説と利用権説との対立点は、ある財産が担保目的財産となるための前提要件、すなわち、ある財産が債権者のために担保目的財産として提供されるにあたって、当該財産が債務者に帰属している必要があるのか否か、という問題のみに限定されるものではない。例えば、担保権実行中止命令等の時的限界や担保権消滅請求制度を適用する場合におけるその帰結、つまり、倒産法的な問題もまたリース物件説と利用権説との対立点を構成する¹¹²⁾。

そこで、以下では、担保権実行中止命令等の時的限界や担保権消滅請求制度を適用する場合におけるその帰結との関係性等を分析し、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約における担保目的財産をどのように考えていくべきであるか、検討することとする¹¹³⁾。また、担保目的重視モデルではなく、物権化先行モデルに立つ場合であっても、ユーザーに帰属する利用権が物的権

ば、一種の強行規定による所有権の非移転の制限を挙げることができよう。

- 112) 例えば、山本・前掲注(51) NBL574号11頁は、純粋な所有権留保の構成をとることが困難であることの根拠として、契約上、ファイナンス・リースは所有権移転の合意がなく、条件付所有権のような物権的権利をユーザーに肯定できないことその他、「会社更生法241条によれば、更生計画終了後、裁判所は担保権を消滅させることができるが、その場合の法律関係として、更生会社に所有権が帰属する可能性は契約上ありえず、扱いに窮する」ことも挙げる。

なお、阿部ほか・前掲注(108) 58-59頁〔山本和彦発言〕は、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約の法律構成について所有権留保類似の契約と分析し、担保目的財産がリース物件であると解する見解につき、担保権消滅の効果の点で難題が生ずるとする。すなわち、この見解をとる場合、リースについて、「リースのユーザーが所有権者になるかたちで担保権消滅が行われることとなり、ユーザーがリース料を全額支払えば、つまりユーザーが債務を全額履行すればユーザーが所有権者になる、そういう契約だと位置づけること」になると指摘するとともに、このような結論は、ファイナンス・リースを所有権留保付売買そのものと理解し、ファイナンス・リースの本質をたがえることにはならないか、とする。本指摘は、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約の法律構成について所有権留保類似の契約と分析する場合、平時において、ユーザーが利用料を全額弁済することによってリース物件の所有権を獲得するとの理解に立つことを前提としているものと解される。

- 113) 担保目的重視モデルについてその根拠を一種の強行規定に求める場合、上記倒産法の問題は同モデルとどのような関係にあるのであろうか。この問題に関する検討は、第4の3(5)において行う。

利としての性質を有すると仮定した場合、リース会社に帰属する所有権は（物権的な）制限を受け、その結果、リース会社に帰属するリース物件もまた担保目的財産としての所有物となる、と解する余地が生ずる。そこで、利用権の性質についても検討することとしたい。

(1) 担保権実行中止命令等の時的限界

1) 問題の所在

第 3 において述べた通り、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約の担保目的財産がリース物件であるのか、それとも利用権であるのか、という担保目的財産に係る議論は、担保権実行中止命令等の時的限界に係る解釈と直ちに連動するものではない、との指摘もある。

しかしながら、担保権実行中止命令等は、少なくとも条文上は、「再生債務者の財産」に係る担保権が存在している場合に限り、利用できる制度である以上、その「財産」たる担保目的財産の具体的内容（フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約に即して言えば、リース物件であるか、利用権であるか）は、担保権実行中止命令等の時的限界を解釈するにあたって重要な位置を占めるもの、と考えられる。

そこで、リース物件説、利用権説それぞれに立つ場合において、担保権実行中止命令等の時的限界がどのように解釈されているのか、整理しつつ、分析、検討を行う。

2) リース物件説と担保権実行中止命令等の時的限界

リース物件説に立つ場合、その担保権実行完了時期は、リース物件の引き揚げ時と解する見解と整合的である、とされる¹¹⁴⁾。他方、リース会社が清算金の支払、提供あるいは清算金が生じない旨の通知をした時点あるいは第三者に

114) 例えば、市川充「民事再生手続におけるリース取引の処遇」銀法 578 号 22 頁 (2000) は、倒産実務において、引き揚げを担保権の実行と見る向きが多いと紹介する。

リース物件を売却した時点¹¹⁵⁾（以下、単に「清算の完了時」という。）で、担保権実行完了と解する見解¹¹⁶⁾も主張されている。

リース会社がリース契約を解除し、かつ、清算金の支払、提供あるいは清算金が生じない旨の通知をしたのであれば、ユーザーはリース物件を適法な占有権限なくして占有しているにすぎない。したがって、当該物件が「再生債務者の財産」に「属する」と評価することは困難であるため、後者の見解が相当であると解する。

3) 利用権説と担保実行中止命令等の時的限界

他方、利用権説に立つ場合、リース会社による契約解除の意思表示によって、担保権の実行が完了し、その後、リース会社によるリース物件の返還請求は取戻権の行使となるとの見解¹¹⁷⁾が有力である、と説明される¹¹⁸⁾。このような有力な見解に対しては、リース会社の解除によって、担保権実行が完了してしまうと、担保権実行中止命令等を利用する余地が極めて少なくなる、との批判がある¹¹⁹⁾。

これに対して、利用権説に立ち、他方、その担保権実行終了時期をリース契約の解除時ではなく、リース会社が清算金の支払、提供あるいは清算金が生じない旨の通知をした時点で利用権がはじめて消滅すると理解する見解¹²⁰⁾や利用権の消滅を肯定しつつ、その担保権実行終了時期はリース物件の引き揚げ時

115) 商事法務編『担保法制の見直しに関する中間試案』（商事法務、2023）280頁以下の提案は、帰属清算方式の他、処分清算方式も肯定する。

116) 例えば、阿部ほか・前掲注（108）42頁〔菅野修発言〕は、所有権説の立場を前提として、担保権実行が完了するのは、清算終了時であると理解する。

117) 山本・前掲注（51）金法1680号13頁、長島・大野・常松法律事務所編『ニューホライズン事業再生と金融』（商事法務、2016）227頁等。

118) 阿部ほか・前掲注（108）42頁〔阿部弘樹発言〕は、契約解除で担保権の実行は終了すると解するのが現在の多数説ではないか、と説明する。

119) 例えば、阿部ほか・前掲注（108）42頁〔菅野修発言〕は、解除通知によって担保権実行が終了してしまうと、リース契約に関して担保権実行中止命令が効果を発揮する余地が非常に乏しくなると指摘する。

120) 伊藤ほか編著・前掲注（22）348頁〔小林信明〕等。

と解する見解も存在する¹²¹⁾。かかる諸見解の根拠としては、譲渡担保権の担保権実行との整合性¹²²⁾や、リースの担保的機能を現実の回復による交換価値の把握と位置付けることを前提として現実にリース物件の返還を受けるまで担保権実行の完了と見ることはできないといったこと¹²³⁾が挙げられる。

しかしながら、かかる諸見解にも理論的難点は存在するように思われる。まず、リース会社がリース契約を解除したのであれば、ユーザーが当該リース物件を使用収益する権能たる利用権は消滅させなければならないのではないかな。なぜなら、このように解するのでなければ、リース契約の解除の効果が不明確となるからである¹²⁴⁾。また、仮にリース会社が清算金を支払うことなく、ユーザーを被告として動産引渡請求訴訟を提起した場合、ユーザーはリース物件についてなお利用権を有する以上、占有権限の抗弁の提出が認められることとなると考えられる。しかしながら、かかる結論は、譲渡担保権者側が清算を完了することなく、譲渡担保設定者を被告として譲渡担保不動産の返還請求をした場合、引換給付判決がなされることと均衡が取れないように思われる¹²⁵⁾。

したがって、利用権説に立つ場合、その担保権実行中止命令等の時的限界は、リース契約の解除時と解するのが相当である。

121) 南賢一「ユーザーの民事再生手続におけるリース契約の処遇に関する諸問題」事業再生研究機構編『民事再生の実務と理論』（商事法務、2010）165頁等。

122) 伊藤ほか編著・前掲注(22)〔小林〕348頁。

123) 南・前掲注(121)165頁。

124) 商事法務編・前掲注(115)280頁は、帰属清算の方式で清算を完了する場合、リース会社は、ユーザーに対して利用権を消滅させる旨の意思表示をしなければならないほか、新たな規定に係る動産担保権の帰属清算方式による実行と同様とする旨、提案する。

125) 最判昭和46年3月25日民集25巻2号208頁は、譲渡担保権者が清算金の支払なく、目的物の引渡しを求めた場合、譲渡担保設定者は清算金支払と引換えになすべき旨の主張をすることができるとする。

（2）担保権消滅許可請求制度との関係性について

1）問題の所在

利用権説に立つ場合、担保権消滅許可請求制度の適用を肯定する見解¹²⁶⁾が有力である。この立場によれば、担保権消滅許可請求制度の効果とは、ユーザーに帰属する利用権に設定された質権や譲渡担保権を消滅させ、リース期間内の利用権の維持を意味することとなる。したがって、リース期間が満了した場合、ユーザーはリース物件を返還しなければならない¹²⁷⁾。

これに対して、リース物件説に立ち、かつ、担保権消滅許可請求制度の適用を肯定するのであれば、ユーザーは、担保目的財産たるリース物件やその所有権を獲得することができるとの結論が導かれ得る¹²⁸⁾。

もっとも、このような結論に対しては、フルペイアウト方式によるファイナンス・リースにおいて、その契約上、リース物件の所有権がユーザーに移転することは予定されていないから、ユーザーが担保権消滅許可制度を利用したとしても、その所有権を獲得することはできないのではないかと、この利用権説側からの指摘がある¹²⁹⁾。また、実質的所有権概念を用いてリース物件が担保目的財産となることを肯定する見解に対しても、実質的所有権は「目的物が持つ使用価値の本質的部分を費消する物的権利¹³⁰⁾」ないし「リース物件を排他的・独

126) フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約について担保権消滅許可請求制度の適用を前提とする裁判例として、大阪地決平成13年7月19日判時1762号148頁等。

127) 長島・大野・常松法律事務所編・前掲注(117)228頁。

128) リース物件説の立場から、フルペイアウト方式によるファイナンス・リースに対して担保権消滅許可請求制度の適用を肯定するものとして、山宮慎一郎「担保権消滅請求の範囲となる担保権の範囲」銀法575号35-36頁(2000)、阿部ほか・前掲注(108)47頁〔菅野修発言〕。

これに対して、阿部ほか・前掲注(108)48頁〔杉本和土発言〕は、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約について所有権留保類似の契約と分析する立場からも、担保権消滅許可決定の効果は利用権説の帰結と同様になるのではないかと指摘する。

129) 山本・前掲注(51)NBL574号11頁参照。

130) 伊藤・前掲注(42)65頁。

占的に使用する権利¹³¹⁾」である以上、実質的所有権概念を肯定したとしても担保権消滅許可請求制度によって再生債務者がリース物件それ自体を獲得することはできないのではないかと、との指摘も存在する¹³²⁾。

しかしながら、担保権消滅許可請求制度は、強制的な担保権の「消滅」によって、再生債務者側の事業の再建に必要な不可欠な財産を維持・獲得するための制度である、と解される。そうであるとすれば、その契約上、再生債務者側に所有権が帰属する可能性があるか否かという観点やユーザーに帰属する物的権利の実質という観点ではなく、非典型担保権の場合において担保権の「消滅」(民事再生法 148 条 1 項)とはどのような意味であるのか、という観点から分析、検討する必要があるように思われる。そこで、以下、譲渡担保権、所有権留保、フルペイアウト方式によるファイナンス・リースに対して、担保権消滅許可請求を類推適用する場合における担保権の「消滅」の意義について分析、検討する。

2) 非典型担保権と担保権の「消滅」

まず、担保権消滅許可制度一般の意味における担保権の「消滅」の意味につ

131) 奥野=大西・前掲注 (45) 259 頁。

132) 山本・前掲注 (44) 116 頁、120-121 頁参照。

また、伊藤眞ほか編代『民事再生法逐条研究』ジュリ増刊 (2002) 135 頁〔林道晴発言〕は、リースについて担保権消滅許可請求を認めると、利用権以上の価値である所有権自体が再生債務者に移行することとなるが、これを正当化することには困難な側面があることを指摘する。さらに、田原睦夫『実務から見た担保法の諸問題』(弘文堂、2014) 309 頁は、ファイナンス・リース契約の目的物が担保権消滅許可請求の対象となると解するためには、理論上乗り越えるべき点が多々あることを理由として、担保権消滅許可請求の(類推)適用について消極の立場を採る。具体的には、田原裁判官は理論的難点として、同契約について裁判所への目的財産の価額の納付、配当という担保権消滅許可制度に定められたスキームで処理できるのか否かといった点や、ファイナンス・リース契約においては、リース期間が満了してもその目的物の所有権はリース会社に留保されており、担保権を消滅させた場合の所有権と利用権の帰属をどのように解すべきかといった点を挙げている。林裁判官、田原裁判官の指摘は、リース物件説について特に妥当するものと考えられる。

いて確認する¹³³⁾。例えば、抵当権に対して、担保権消滅許可請求制度が適用される場合、担保権消滅許可決定及び一定の価額の納付によって、当該抵当権が「消滅」することとなる。

次に、非典型担保権の場合において、担保権消滅請求制度はどのように機能するのか、分析することとする¹³⁴⁾。譲渡担保権、所有権留保、フルペイアウト

133) 担保権消滅許可請求制度（消滅請求権）の法律構成については、形成権説と介入権説の対立がある。まず、形成権説は、担保目的財産の価額に相当する金銭を裁判所に納付することを停止条件として当該財産の上に存する担保権を消滅させる実体法上の形成権であると解する見解である。花村良一『民事再生法要説』（商事法務研究会、2000）402-403頁。この説明によれば、担保権消滅許可請求制度は、抵当権の滌除（現行法は抵当権消滅請求制度）と同様、債務者のイニシアティブによって担保権者との間の法律関係を一方的に変更する実体法上の形成権（消滅請求権）を付与するものとなる。

これに対して、介入権説は、再生債務者の財産について管理処分権を有する再生債務者等が担保目的財産の有する収益価値を保全するために、別除権者の権利行使に介入することを肯定する制度と解する見解である。介入権説に与するものとして、福永有利監修『詳解民事再生法』（民事法研究会、2009）407頁〔山本和彦〕、伊藤眞『破産法・民事再生法〔第5版〕』1064頁（有斐閣、2022）等。介入権説は、担保権消滅請求制度につき、再生債務者等が別除権者に目的物の価額相当の金銭を交付することによって、その担保権を主滅させる再生手続上の権能（介入権）を認められたものである、と理解する。本見解に立つ場合、担保目的財産につき観念的売却がなされたものと擬制されるため、担保権の「消滅」は民事執行法に基づく強制競売等における消除主義による消滅と類似のものとなる。

担保権消滅許可請求制度の法律構成を巡る議論については、福永有利「担保権消滅許可請求制度—その解釈・運用上の諸問題—」金商1086号58頁以下（2000）、伊藤ほか編代・前掲注（132）129頁以下参照。もっとも、担保権消滅許可請求制度の法律構成をどのように解するかという問題は説明理論の意味しか有しない、との指摘も存在する。福永監修・前掲407頁〔山本〕。

本稿では、差し当たり形成権説を前提として以降の議論を進めることとする。

134) なお、立案担当者によれば、非典型担保権が担保権消滅許可請求制度の対象となるか否かは、その制度趣旨を踏まえて解釈論として検討すべき問題とされる。深山卓也ほか『一問一答民事再生法』（商事法務研究会、2000）16頁。譲渡担保権、所有権留保、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約について担保権消滅許可請求制度の適用の可否を検討するものとして、田原睦夫「担保権消滅請求制度の機能と課題」新堂幸司＝山本和彦『民事手続法と商事法務』（商事法務、2006）132頁以下等。

方式によるファイナンス・リース契約は、具体的な法律構成（譲渡担保権であれば、設定者留保権説等）はともかくとして、譲渡担保権者、留保売主、リース会社に帰属する所有権は特定の債権の優先的回収を図ることを目的とする「担保」としての性質を有するもの、と解される。そして、債務者側に担保目的財産の所有権が帰属する可能性が残る譲渡担保権や所有権留保の場合、担保権消滅許可請求によって、再生債務者は譲渡担保財産や留保所有権の対象財産（の所有権）を獲得することが可能である、と説明される¹³⁵⁾。

では、譲渡担保権や所有権留保において、譲渡担保権者や留保売主に帰属する譲渡担保権や留保所有権はどのように「消滅」しているのだろうか。この問題につき譲渡担保権や留保所有権の場合における「消滅」の解釈として、差し当たり 2 つの見解を想定することができよう。1 つの見解としては、実質的意味の担保権である譲渡担保権や留保所有権それ自体が消滅する、と解する見解である。つまり、担保権消滅許可請求制度が別除権の基礎となる担保物権、例えば、抵当権それ自体を消滅させることと同様に譲渡担保権、留保所有権それ自体を消滅させる見解¹³⁶⁾である。

もう 1 つの見解としては、担保権消滅請求制度の利用及び一定の価額の納付によって、設定者留保権（受戻権）や物権的期待権が行使されたものと擬制する結果として、譲渡担保権や留保所有権が消滅するものと解する見解である。この見解は、譲渡担保財産や留保目的物の所有権が譲渡担保設定者や留保買主による設定者留保権、物権的期待権の行使によって復帰ないし移転することに着目し、これらの権利の行使をもって譲渡担保権や留保所有権が消滅する、と

135) また、譲渡担保権や所有権留保に担保権消滅許可制度の類推適用を肯定するものとして、山本・前掲注 (44) 87 頁以下、107 頁等。

136) もっとも、この見解においても、譲渡担保権や留保所有権それ自体を消滅させることが可能な前提として、契約上、債務者に当該財産の所有権が復帰ないし帰属する可能性があることを要すると解する余地はあろう。特に担保権消滅許可請求制度の法律構成について形成権説ではなく、介入権説に立つ場合、再生債務者が別除権者たる非典型担保権を有する債権者の別除権行使に介入する前提として、契約上、別除権の客体たる財産の獲得する地位にある必要があると解することは必ずしも無理な解釈ではないと思われる。

解する見解¹³⁷⁾と分析できる。では、いずれの見解が相当なのであろうか。

3) 分析、検討

結論から述べると、私見は、前者の見解、すなわち、実質的な担保権である譲渡担保権や留保所有権それ自体が消滅する、と解する見解が相当であると考えられる。なぜなら、後者の見解に立つ場合、担保権消滅許可制度の担保権の「消滅」の文言それ自体の意味と整合的ではないからである。以下、より詳細に論ずる。

先に述べた通り、譲渡担保権や留保所有権に対しては担保権消滅許可請求制度が適用されるものと解される。したがって、再生債務者たる譲渡担保設定者や留保買主は、譲渡担保財産や留保目的物（及びその所有権）を獲得することができる。もっとも、上記帰結を支持するための論理構成として、後者の見解が採用されているわけではないものと考えられる。例えば、所有権留保に対して担保権消滅許可請求が認められる場合、再生債務者に留保目的物（及びその所有権）が帰属すると解する根拠は、その価額に相当する金銭の納付によって強制的に停止条件が成就しているからである、と説明することとなろう。しかしながら、この局面における担保権の「消滅」とは、再生債務者側に帰属する物権的期待権（停止条件付所有権）や所有権留保付売買契約それ自体に対する「修正」にすぎず、留保売主側に帰属する留保所有権に対して直接的な効果を

137) 本見解の論理構成を説明する。まず、一般論として、譲渡担保権や所有権留保において、被担保債権の完済に伴い、設定者留保権（受戻権）や物権的期待権は当然行使される（物権的期待権の場合、条件が成就する）、と解される。これによって、譲渡担保財産や留保目的物の所有権が譲渡担保設定者や留保買主へ復帰ないし帰属することとなる。しかしながら、担保権消滅許可請求制度を利用する局面では、再生債務者は、被担保債権を完済することができないからこそ、同制度を利用しているのであって、被担保債権を完済し、設定者留保権（受戻権）や物権的期待権を行使することはできない。そのため、一定の価額の納付によって設定者留保権（受戻権）や物権的期待権を行使したものと擬制することによって、譲渡担保財産等の所有権の獲得を肯定する、という論理を本見解は採用する。

及ぼすものではない¹³⁸⁾。もちろん、譲渡担保権や留保所有権に対する担保権消滅許可請求制度の適用は直接適用ではなく、類推適用ではある。しかしながら、それでも後者の見解は、迂遠な法律構成であるし、民事再生法 148 条 1 項という担保権の「消滅」という文言とは馴染まないように思われる。

したがって、抵当権の場合と同様に、端的に担保権消滅許可請求によって、譲渡担保権者や留保売主に帰属する譲渡担保権や留保所有権、つまり、担保権としての所有権が消滅するものと解するのが相当である。かかる見解に立つ場合、譲渡担保権や留保所有権の場合における担保権の「消滅」、そして、譲渡担保設定者や留保買主が譲渡担保財産や留保目的物を獲得するメカニズムについては、以下のとおり、解することとなろう。

すなわち、まず、譲渡担保権者や留保売主に帰属する担保権としての所有権が消滅する。その結果として、再生債務者たる譲渡担保設定者や留保買主に帰属している設定者留保権や物権の期待権と一体化し、再び完全な 1 つの所有権となる。これによって、再生債務者たる譲渡担保設定や留保買主は、譲渡担保財産や留保目的物の完全な所有権を獲得する。つまり、譲渡担保権や所有権留保の場合における担保権の「消滅」とは、譲渡担保財産や留保目的物に係る所有権の分属状態の強制的な解消を意味するものと考えられる。

そして、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約についても、かかる譲渡担保権や所有権留保に係る上記構造を適用することは可能であるというべきである。すなわち、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース

138) 例えば、留保売主 X が留保買主 Y に対して、甲動産を代金 300 万円で売却しつつ、その際、X・Y 間で所有権留保特約が締結されているものと仮定する。その後、Y について再生手続が開始し、再生債務者となった Y は、甲動産に係る留保所有権を担保権とする担保権消滅許可請求をした。Y が納付すべき価額が 150 万として確定し、Y がこれを納付した場合、Y に属する停止条件付所有権の停止条件が成就し、その結果 X に留保された所有権が Y へと移転したと結論付けるためには、当該停止条件の内容が「X に対して 300 万円を支払うこと」から、「X に対して 150 万円を支払うこと」へと変更されていなければならないはずである。もっとも、かかる変更は再生債務者である Y に帰属する（物的）権利に対する効果であり、X に帰属する留保所有権に対する直接的な効果ではないと考えられる。

契約において、リース会社はリース物件につき担保としての所有権を有し、他方、ユーザーにはその所有権の一部である使用収益権としての利用権が帰属する¹³⁹⁾、との構造を採用する場合、担保権消滅許可請求制度の適用によって、リース会社に帰属する担保としての所有権が消滅し、他方、ユーザーに帰属する利用権と一体化とする¹⁴⁰⁾。その結果、ユーザーはリース物件を獲得することができるものと解することができよう。

また、かかる結論に立つとしても、再生債務者たるユーザーが利用権以上の価値を持つリース物件自体を獲得すること¹⁴¹⁾を肯定することにはならないというべきである。なぜなら、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約において、リース物件の残存価値はゼロであると計算されている以上、リース物件（及びその所有権）が利用権以上の価値を持つという評価自体が成り立たないからである¹⁴²⁾。

139) 加藤・前掲注（111）107頁。

140) これに対して、阿部ほか・前掲注（108）48頁〔杉本発言〕は、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約について所有権留保類似の契約と分析し、担保目的財産はリース物件と解する立場をとるとしても、「ファイナンス・リースは所有権移転を想定していないので、所有権留保などは異なり、リース会社のもとにあった所有権が消滅し、代わりにユーザーのもとにあった物権的利用権が完全な所有権となる、という効果までは認められない」と分析する。

物権的利用権の物権性の根拠を慣習法や所有権との近似性に求める場合、ユーザーに帰属する物権的利用権はリース会社に帰属する所有権とは別個独立の物権として成り立つものと考えられるから、リース会社に帰属する担保目的の所有権の消滅が直ちにユーザーに帰属する物権的利用権に影響を及ぼすとは限らない、との結論を導くことは可能である。

しかしながら、リース会社に帰属する利用権の物権性をリース会社とユーザーとの間における所有権の分属に求めるとの立場をとる場合、リース会社に帰属する担保目的の所有権の消滅は、反射的にユーザーに帰属する所有権の一部との統合をもたらすものと解する必要があるだろう。なぜなら、このように解するのであれば、ユーザー側に帰属する所有権の一部の使用収益権のみが残存することとなり、結果として、リース物件について不完全な所有権が生み出されることとなるからである。

141) 伊藤ほか編代・前掲注（132）135頁〔林発言〕。

142) また、再リースの必要性についても、リース期間満了後の残存価値はゼロと算定している以上、担保権消滅許可請求制度との関係では事実上の必要性にとどまり、

したがって、リース物件説に立つ場合、担保権消滅許可請求制度の利用によって、ユーザーは担保目的財産たるリース物件の所有権を獲得することができるものと解する¹⁴³⁾。

(3) ノンフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約との均衡について 1) 問題の所在

他に利用権説の根拠としては、リース期間満了後、リース物件に残存価値が存在することを前提としてリース料が算定されるフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約に該当しないファイナンス・リース契約（以下、このようなファイナンス・リース契約を便宜上、「ノンフルペイアウト方式によ

法的保護に値する必要性とまで評価することは困難であると考えられる。

143) もっとも、以上はあくまでも担保権消滅許可請求制度を利用した場合の帰結である。では、平時において、ユーザーが被担保債権である利用料を全額支払った場合はどうだろうか。リース物件説に与する論者もユーザーが利用料を全額支払うことによって、リース物件の所有権を獲得することまで肯定するわけではない。加藤・前掲注 (111) 107 頁、竹下・前掲注 (7) 355 頁、伊藤・前掲注 (42) 64-65 頁等。また、山内八郎「ファイナンス・リース契約と破産・会社更生—ユーザー倒産における破産法 59 条・会社更生法 103 条適用の可否を中心として—」三ヶ月章先生古稀祝賀『民事手続法学の革新〔下巻〕』(有斐閣、1991) 387 頁以下は、ファイナンス・リース契約について、リース会社からユーザーに対してリース物件を目的とする有期売買契約及び同物件に対する質権ないし譲渡担保権の設定と構成し、同期間終了後、リース会社に所有権が復帰するとの結論をとる。

私見としても、リース物件の所有権は、仮にユーザーがリース料を全額支払ったとしてもユーザーに移転しないと解する。すなわち、ユーザーはリース期間中まで、リース物件を利用することができるにすぎない。なぜなら、リース会社に帰属するリース物件の所有権が担保目的のものとして制限を受けるとしても、それはあくまでも制限であって、倒産手続の局面と同様に当該所有権が担保権としての性質が確定しているわけではないと解される。つまり、平時において、リース会社の所有権は担保目的の所有権であって、なお、所有権としての性質も帯びており、純粋な担保権と評価することはできない。したがって、リース料債権の消滅によって「担保としての所有権」が消滅しなければならないと解すべき必然性はない、と考えられる。換言すれば、担保権の一般的性質である付従性が直ちに当該所有権に適用されるべきではなく、当事者間の契約（リース物件の所有権がユーザーに移転しない、という法形式）を優先してもよいと解する。

るファイナンス・リース契約¹⁴⁴⁾」という。)との均衡も挙げることができよう。

これまでの議論は、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約、つまり、リース会社がリース期間中にリース物件の取得費、金利及びその他の経費等を全額回収することができるようリース料が算定され、リース期間満了後、リース物件に残存価値がないことを前提とするファイナンス・リース契約¹⁴⁵⁾を念頭に置いていた¹⁴⁶⁾。ところで、リース物件説に与する論者の中にも、その対象としてフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約を念頭に置くものが少なくないものと見受けられる¹⁴⁷⁾。

このようなリース契約を念頭に置くリース物件説に立つ場合、フルペイアウト

144) 会計上、ファイナンス・リース契約とは、解約不能及びフルペイアウトを要件とするため、ファイナンス・リース契約は必然的にフルペイアウト方式によるファイナンス・リースを意味する。これを指摘するものとして、最判平20年における田原睦夫補足意見参照。したがって、ノンフルペイアウト方式とファイナンス・リース契約との評価は、会計上、両立することはないが、説明の便宜上、ノンフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約との用語を用いる。

145) 最判平7年は、いわゆるフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約について、「リース期間満了時にリース物件に残存価値はないものとみて、リース業者がリース物件の取得費その他の投下資本の全額を回収できるようにリース料が算定されているものであって、その実質はユーザーに対して金融上の便宜を付与するもの」と指摘する。

146) 東京地判昭和63年6月28日金商812号21頁(最判平7年の原々審)は、「リース料はフルペイアウト方式により定められており、リース期間満了時における所有権は前述のとおり使い切られることが予定されていて(つまり期間満了時においては無価値)、リース期間における利用の総体が所有権に一致しているもので、満了時における所有権の帰属にはさしたる意味がなく、リース物件の所有権はその実質においてリース料支払の担保の機能しか有していない。その意味で、本件リース契約は実質的には所有権留保付売買と類似して」いる旨判示している(下線は執筆著者)。同地判は、当該事案におけるリース契約と所有権留保との類似性を指摘するが、この指摘は、あくまでも当該リース契約が「フルペイアウト方式による」ことを前提とする。

147) 例えば、伊藤・前掲注(42)62頁も検討対象を「金融手段としてのリースであって、リース会社が目的物の購入資金をユーザーに融資する代わりに、自らその所有権を取得し、その使用・収益をユーザーに認め、使用・収益期間中に投下資本全額をリース料として回収するもの」と定義したうえで、以降の検討、分析を進める。

ト方式によるファイナンス・リース契約とノンフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約とで担保目的財産が異なる可能性が生ずる¹⁴⁸⁾。換言すれば、かかるリース物件説に立つ場合、前者についてはリース物件が担保目的財産であると解し、他方、後者については利用権が担保目的財産であると解する余地が生ずる。そうであるとすれば、後述する通り、両リース契約について一貫してユーザーに帰属する利用権を担保目的財産と理解する利用権説に分があるのではないかと考えられる。

そこで、リース物件説、利用権説それぞれから、ノンフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約¹⁴⁹⁾の担保目的財産をどのように解することができるか、分析、検討することとする。

2) 利用権説

まず、利用権説の場合について検討する。利用権説に立つ場合、ノンフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約におけるリース会社とユーザーとの権利関係については、リース会社には(残存価値を含む)リース物件の完全な所有権が帰属し、他方、ユーザーにはリース物件を利用する権利(利用

148) ノンフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約についても、各期のリース料の支払いと目的物使用との間に牽連関係が認められない場合、同契約は担保権として扱われるとの見解が有力である、と説明される。同見解が有力であることを紹介するものとして、伊藤・前掲注(133)415頁。

具体的に、ノンフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約が担保権として扱われることを肯定する見解として、「倒産と担保・保証」実務研究会編『倒産と担保・保証〔初版〕』(商事法務、2014)641頁〔上野保〕。また、長島・大野・常松法律事務所編・前掲注(117)230頁は、ノンフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約について最判平7年の射程が及ぶか否かを検討し、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約と同様の取扱いを受ける旨結論付ける。フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約について利用権説に与する以上、ノンフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約についても担保権説、利用権説に立つということであろう。

149) ここでは、リース期間満了後、リース物件に残存価値が認められることを前提として、リース料が算定されるリース契約をすべて検討対象とするのではなく、あくまでも担保権として扱われる契約のみを検討対象とする。

権）が帰属すると解することとなろう。そして、ユーザーに帰属する利用権について、リース会社は、質権あるいは譲渡担保の設定を受けることとなる¹⁵⁰⁾（＝ユーザーが利用権を質権あるいは譲渡担保の目的財産として提供する。）。

結論として、利用権説においては、ノンフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約もフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約と同様、利用権が担保目的財産を構成するものと解することとなろう。

3) リース物件説

フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約と異なり、ノンフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約の場合、リース会社側にリース物件について残存価値が帰属する。リース物件説は、リース会社に形式的に所有権が帰属するリース物件を担保目的財産として理解するものであるが、リース会社に残存価値が帰属するのであれば、これを担保目的財産と構成してもよいのかは疑問が生ずる¹⁵¹⁾。そこで、リース期間満了後、リース物件に残存価値が認められることは、リース物件を担保目的財産として解釈するにあたって障害となり得るのか、以下、検討する。

リース物件説がフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約の担保目的財産についてリース物件と理解する根拠を改めて確認する。第4の1(2)において前述した通り、リース物件説を導く具体的な法律構成、根拠は様々である。しかしながら、例えば、ユーザーに実質的所有権を肯定することによって、リース物件が担保目的財産となることを肯定する見解をとり、かつ、この

150) 「倒産と担保・保証」実務研究会編・前掲注(148)641頁〔上野〕は、利用権の立場を前提としたうえで、ノンフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約について最判平7年の射程が及ぶことを論ずる。また、長島・大野・常松法律事務所編・前掲注(117)230頁も参照。

151) これに対して、竹下・前掲注(7)354頁は、リース会社に帰属する所有権の実質は残存価値にとどまることを指摘している。したがって、竹下教授が主張するリース物件説は、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約のみならず、ノンフルペイアウト方式におけるファイナンス・リース契約も射程に入れていものと解される。

ような実質的所有権の具体的な内容を「目的物が持つ使用価値の本質的部分を費消する物的権利¹⁵²⁾」と構成する立場に立つ、とする。この場合、リース会社側に帰属する残存価値の存在は、ユーザーがリース物件の使用価値の「本質的部分を費消する」との評価を妨げる可能性がある。そして、結果としてリース物件が担保目的財産となるとの結論が導かれない可能性もあろう¹⁵³⁾。

もっとも、第 4 の 2 で述べた通り、私見は、債権者に帰属する所有権が担保目的のものとして制限を受ける結果、その客体である所有物もまた純粋な所有物ではなく、担保目的財産として所有物を構成するとの立場をとる。かかる立場をとる場合、ユーザーが使用価値の本質的部分を費消するか否かではなく、「リース会社に残存価値が帰属する」という事実と「リース会社に帰属するリース物件の所有権が担保目的の所有権として制限を受け、それに伴いリース物件が担保目的財産となる」という法律構成が両立するか否か、が問題となる。

この問題は、ある財産が被担保債権を担保するうえで過剰がある場合（＝当該財産の価値が被担保債権を超過する場合）、当該財産が担保目的財産となることを妨げるか否かという問題であるから、まず、「債務者」が提供する財産について過剰があるケースを具体例として検討し、その後、この問題について検討することとしたい。

まず、債務者が提供する財産について過剰があるケースについて抵当権を念頭に置いて検討する。債務者 X が債権者 Y に対して負担する 1000 万円の債務を担保するために X が所有する 3000 万円相当の甲不動産について抵当権を設

152) 伊藤・前掲注 (42) 65 頁。

153) これに対して、「利用権説からすれば、ユーザーがリース物件の実質的価値を使い尽くすことになっているかどうかは、契約の目的にとって本質的なものではないと考えられる」旨の指摘がある。この指摘については、「倒産と担保・保証」実務研究会編・前掲注 (148) 641 頁〔上野〕参照。ノンフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約については、ユーザーがリース物件の実質的価値を使い尽くすか否かは疑問の余地があるということであろう。もっとも、なお、本指摘は、あくまでノンフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約について最判平 7 年の射程が及ぶことを論ずるにあたってなされた指摘であり、リース物件説に対する批判としてなされた指摘ではない。

定した、と仮定する。この場合、あくまでも甲不動産全体が当該抵当権の担保目的財産を構成する。甲不動産の市場価値から1000万円を控除した2000万円部分の価値は、甲不動産が1000万円の債務を担保する財産としては過剰であることを意味するにすぎない（もちろん前提として、所有権もXに帰属するが）。

では、ノンフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約においてはどうか。「リース会社に帰属するリース物件の所有権が担保（権）として制限を受け、それに伴いリース物件が担保目的財産となる」という法律構成は、債務者ではなく、「債権者自身」が担保目的財産を提供すること（厳密には、提供させられること）を肯定する¹⁵⁴。つまり、抵当権の場合においては、債務者や第三者のみが担保目的財産として不動産を提供することが許容されていたが、上記構成のもとでは、債権者が担保目的財産を提供することとなる。そして、このような結論のもとでは、債権者であるリース会社側が一定のリース料債権を担保すべく当該債権の額を超過する価値のある自己帰属物（＝リース物件）を担保目的財産として提供している、と解する余地がある。

かかる状況は、担保目的財産を提供している主体が債務者であるか、債権者自身であるかという点こそ異なるものの、基本的には先程の具体例と同一の状況とみてよいものと考えられる。すなわち、抵当権の事例と同様、リース会社に帰属する残存価値は、リース会社自身が担保目的財産として提供しているリース物件がリース料債権を担保するにあたっては過剰であることを意味するにすぎず、リース物件全体が担保目的財産を構成するということである。担保目的財産たるリース物件に関しては、リース会社側にリース料債権を担保するうえで過剰となっている部分（＝残存価値）が帰属し、他面においてユーザー

154) 所有権の担保化について一種の強行規定をその根拠に求めるのであれば、債権者が自発的にリース物件等の担保目的財産を提供しているというよりは、かかる強行規定の効果によって自らの所有物を担保目的財産として提供させられているとか、純粋な所有物として主張することができない、という表現が正確であろう。このような構成を採る限り、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約において、リース会社やユーザーに担保権を設定する具体的意思は認められないとの反論は不適當となる。

側にも価値（＝リース物件それ自体の価値—残存価値）が帰属することとなる、と解することになるのではないか。

したがって、「リース会社に残存価値が帰属する」という事実と「リース会社に帰属するリース物件の所有権が担保目的のものとして制限を受け、それに伴いリース物件が担保目的財産を構成する」という法律構成は必ずしも矛盾するものではない、と考えられる。結論として、ノンフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約についても、同契約が担保であると評価できる限り、リース会社に帰属する所有権は担保として制限を受け、その所有権の客体たるリース物件が担保目的財産を構成する、と解する。残存価値はリース料債権を担保するにあたり、過剰となっている部分となる¹⁵⁵⁾。

(4) 分析、検討

以上の倒産法上の問題に係る分析等も踏まえて、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約において、担保目的重視モデルを適用することができるか否かについて、分析、検討する。

まず、前提として、これまで検討してきた倒産法上の問題が担保目的重視モデルといかなる関係にあるのか、を確認することとする。担保目的重視モデルを採用し、かつ、その根拠を一種の強行規定に求める限り、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約における担保目的財産の問題は、基本的には平時の問題と理解することとなる、と考えられる。したがって、ユーザーについて民事再生手続が開始した場合において、担保権実行中止命令等の時的限

155) かかる理論構成をとるのであれば、ノンフルペイアウト方式におけるファイナンス・リース契約においてリース会社に帰属する所有権を担保の目的に制限することを肯定できる限り、当該契約についても担保権消滅請求を類推適用することができる、と解する余地があろう。もっとも、リース物件全体が担保目的財産を構成するとはいえ、リース会社には残存価値が帰属する。そこで、担保権消滅許可請求制度の利用によってユーザーがリース物件の所有権を獲得した場合、かかる残存価値部分について、リース会社は代償的取戻権者（民事再生法 52 条 2 項類推、破産法 64 条）あるいは共益債権者（民事再生法 119 条 6 号）として権利行使することができるものと解する。

界や担保権消滅許可請求制度を用いてリース物件（の所有権）を獲得することができるか否かという問題は、かかる強行規定の評価の一要因となり得るにすぎないというべきである。

このような前提に立つ限り、当事者の合理的意思、つまり、いかなる財産から交換価値を回収しようとしているのか、という社会的実態が重要となろう。そして、社会的実態を分析する限り、リース会社としては、リース物件の交換価値からリース料債権の回収を予定しているのであって、ユーザーが自らに対して有する利用権を担保目的財産として補足していると解するのは、このような実態からは乖離しているように思われる¹⁵⁶⁾。

また、倒産法上の問題についても、担保権実行中止命令等の時的限界については、リース物件説と利用権説の帰結、つまり、清算の完了時か、リース契約解除時で必ずしも結論が大きく異なるわけではない。なぜなら、前者の立場をとる場合であっても、清算金が発生しない場合、リース会社はその旨を通知してしまえば、直ちに清算が完了してしまうからである。しかしながら、前者の見解に立つ場合、「清算の完了時」を限定的に解することによって、担保権実行中止命令等の発令の可能性は後者の見解よりも高くなるものと考えられる¹⁵⁷⁾。また、担保権消滅許可請求制度の適用についても、リース物件説に立つ場合、ユーザーは当該リース物件を獲得することができる以上、事業再建の観点からはリース物件説がより妥当であると考えられる。

さらに、ノンフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約においても、利用権説の方が整合的な説明が可能である。しかしながら、リース物件説についても、担保目的重視モデルに立つ限り、債権者たるリース会社自身が担

156) 他方、福永・前掲注 (51) 11 頁は、利用権を対象とする担保権設定の合意はリース契約自体の中に含まれているものと説明する。また、山本・前掲注 (51) NBL574 号 11 頁は、リース契約中の債務不履行の場合におけるリース物件引き揚げの条項につき、これが利用権のリース会社への帰属及びリース会社の権利を定めた条項であると分析し、利用権について担保権を設定する意思表示と解することが可能であると指摘する。

157) 伊藤ほか編著・前掲注 (22) 348 頁 [小林]。

保目的財産を提供しているという構造をとることとなるから、リース会社側に帰属する残存価値はリース料債権を担保するにあたって過剰となっている部分を意味するにすぎず、リース物件自体が担保目的財産となるとの解釈をとることは妨げられないものと考えられる。

以上の検討を踏まえて、私見は、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約においても担保目的重視モデルを適用することが可能であると結論付ける。したがって、リース会社のリース物件に係る所有権は担保目的的所有権として制限を受け、かかる制限に伴い、その所有権の客体であるリース物件も担保目的財産としての所有物となる。

(5) ユーザーに帰属する利用権の性質について

1) 問題の所在

私見は、物権化先行モデルではなく、担保目的重視モデルが相当であると結論付ける。したがって、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約において、ユーザーにリース物件の所有権が移転するか否か、また、ユーザーに物的権利が帰属するか否かは問題とはならない。

では、仮に物権化先行モデルに立つ場合、ユーザーに帰属する利用権によって、リース会社に帰属するリース物件の所有権が担保目的のものとして制限を受ける可能性はあるか。物権化先行モデルは、債務者に帰属する物的権利によって、債権者に帰属する所有権が担保目的のものとして制限を受けるという法律構成である。したがって、この問題は、ユーザーに帰属する利用権の性質、すなわち、これが物的権利¹⁵⁸⁾であるのか、それとも債権的権利¹⁵⁹⁾にすぎ

158) ここにいう「物的権利」とは、第4の2で述べたような債務者（譲渡担保設定者や留保買主、ユーザー）に当該目的財産の所有権を復帰ないし帰属させるような性質を持つ権利のみを指すのではなく、例えば、慣習法を根拠として物権性が肯定される物的権利をも意味する。

159) 福永・前掲注(51)11頁は、「賃借権に質権を設定することは、学説の一般的に認めるところであるが、リースにおける利用権上の担保権もこれに類するものとして考えてよいであろう」とする。したがって、本稿は、債権的利用権の性質は賃借権ないし賃借権類似の権利であることを前提として、以降の議論を進める。

ないのか、という問題に帰着するものと考えられる¹⁶⁰⁾。そこで、以下、ユーザーに帰属する利用権の性質¹⁶¹⁾について検討する¹⁶²⁾。

2) 検討

結論から述べると、ユーザーに帰属する利用権は賃貸借兼類似の債権的権利ではなく、物的権利性を備えたものであると考える。その主たる根拠は、最判昭和57年10月19日民集36巻10号2130頁（以下、「最判昭57年」と呼称する）である。最判昭57年は、ファイナンス・リース契約についてリース会社に清算義務を肯定した判例である。そして、同判例は、清算義務の額について「リース物件が返還時において有した価値と本来のリース期間の満了時において有すべき残存価値との差額」である旨を判示する。以下、最判昭57年と利用権の性質との関係性について説明する。

最判昭57年を前提として、リース物件が契約締結後、高騰した場面を想定する。仮にユーザーの利用権が賃借権類似の債権的な権利に過ぎないとすれば、当該高騰した部分に相当する額は、ユーザーではなく、リース会社側に帰属するものと考えられる。しかしながら、最判昭57年を素直に読む限り、「リース物件が返還時において有した価値」はユーザーに帰属するのであるか

160) 契約上、リース物件の所有権が将来帰属ないし復帰するという意味での物的権利がユーザーに帰属することはない。しかしながら、ユーザーに帰属する利用権の物的権利性を肯定できる限り、当該利用権によってリース会社側の所有権が担保目的のものとして制限を受けると解するにあたって障害はないと考えられる。

161) ユーザーに帰属する利用権が債権的権利であるとの見解に立つものとして、福永・前掲注(51)11頁等。これに対して、ユーザーに帰属する利用権が物的権利であるとの見解に立つものとして、加藤・前掲注(111)107頁、加賀山茂「消費者リースの現状と課題—消費者苦情の法的分析」加藤一郎・椿寿夫編『リース取引法講座(下)』(金融財政事情研究会、1986)282頁以下等。

162) なお、ユーザーに帰属する利用権は債権的な権利であるとの解釈が一般的であるとされる。伊藤眞「会社更生手続におけるリース料債権の取扱い—東京地判昭63・6・28に対する批判—」金法1211号8頁(1989)、杉本・前掲注(108)8頁等。

ら、当該高騰部分もやはりユーザー側に帰属することとなろう¹⁶³⁾。このような結論は、ユーザーに帰属する権利があくまでも賃借権類似の債権的な権利にすぎないという見解からは導くことが困難であるように思われる。

また、利用権説に与する見解がユーザーに帰属する利用権を賃借権類似の債権の権利と解しているわけではないように見受けられる。なぜなら、ユーザーに帰属する利用権が賃借権類似の債権的権利であるとすれば、リース会社の契約解除によって直ちに消滅するはずであるが、リース会社が担保権実行の一環としてリース契約を解除した場合、ユーザーに帰属する利用権は直ちに消滅せず、リース会社側に観念的に移転し、リース会社に帰属する所有権と混同によって消滅すると一般的には解されているからである¹⁶⁴⁾。

したがって、ユーザーに帰属する利用権は債権的な権利ではなく、物的権利と評価すべきであろう¹⁶⁵⁾。結論として、仮に物権化先行モデルに立つとしても、ユーザーに帰属する利用権は物的権利としての性質を有する以上、リース会社に帰属する所有権は担保目的の所有権として制限を受ける、と解すべきである。

4 結論

結論として、私見は、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約においても担保目的重視モデルを適用することが可能であると解する。したがって、リース会社のリース物件に係る所有権は担保目的の所有権として制限

163) 太田・前掲注(91) 804頁は、最判昭57年が清算義務を肯定したことについて、「リース業者はリース料債権の全額とリース期間満了時におけるリース物件の残存価値を取得しうるのみで、それ以上の利益の取得は予定していないことを意味するものと解して妨げない」とする。

164) リース会社が契約を解除した場合、ユーザーに帰属する利用権は、リース会社側に移転し、リース会社に帰属する所有権との混同によって消滅する、との理論構成にたつものとして、山本・前掲注(51) 金法1680号9頁等。

165) 物権化先行モデルに立つ場合、利用権の物的権利性の根拠は、リース会社に帰属するリース物件に係る所有権のうち使用収益権を事実上、売却したことに求められよう。なお、ユーザーの利用権の性質に当たって、これがリース物件の所有権の一部たる使用収益権(民法206条)であることを述べるものとして、加藤・前掲注(111) 107頁参照。

を受け、かかる制限に伴い、その所有権の客体であるリース物件も担保目的財産としての所有物となる¹⁶⁶⁾。

なお、リース物件が担保目的財産となることを肯定するにあたって、ユーザーに実質的所有権等の物的権利が帰属していることは必要ではない。なぜなら、担保目的重視モデルに立つ限り、ユーザーに帰属する利用権が物的権利化することがあるとしても、それはフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約が担保、ひいてはリース会社の所有権が実質的な意味での担保権として評価を受けることによる結果であって、リース会社の所有権を担保化するための要因となるものではないからである。

また、仮に物権化先行モデルに立つとしても、リース物件が担保目的財産であるとの結論を導くことができると解するのが相当である。なぜなら、ユーザーに帰属する利用権は物的権利としての利用権であり、かかる利用権によってリース会社に帰属する所有権を担保目的に制限を受け、その結果として、その所有権の客体であるリース物件は担保目的財産となるからである。

166) かかる見解に立つ場合であっても、少なくとも平時において、リース会社は對抗要件を具備する必要はない、と解する。なぜなら、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約において、リース会社側に対抗要件の具備を要する物権の得喪及び変更や引渡しを観念することはできないからである。つまり、担保目的財産たるリース物件はユーザーから担保目的財産として「提供」されたのではなく、リース会社自身が担保目的財産を提供するという構造を採用する以上、ユーザーからリース会社に対してリース物件に係る所有権の移転や担保権の設定を受けたとの評価をすることはできないのである。また、後述する通り、ユーザー側も物的権利たる利用権について対抗要件を具備する必要があるところ、リース会社もユーザーも対抗要件を具備する必要があると仮定すると、法的安定性を著しく損なうものと考えられる。

これに対して、ユーザー側は物的権利である利用権の獲得について対抗要件を具備する必要があるか。フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約と経済的に構造を持つ所有権留保において、留保買主は物権の期待権について対抗要件を具備する必要があるものと解されている。道垣内・前掲注(18)368頁等。したがって、ユーザー側はリース物件の引渡し等によって物的権利たる利用権について対抗要件を具備する必要があるろう。

第 5 各種非典型担保権と担保権実行中止命令等の時的限界

1 譲渡担保権

(1) 担保権実行中止命令等の時的限界

価値帰属説の立場は、担保目的財産について債務者（譲渡担保設定者や留保買主）に抽象的な余剰価値、使用価値が帰属する限り、当該財産が「再生債務者の財産」として「属する」ことを肯定する見解である。

譲渡担保権において、その担保目的財産は、譲渡担保権者に帰属する担保目的の所有権（譲渡担保権）の客体たる譲渡担保財産それ自体である。そして、価値帰属説の立場からは、譲渡担保財産につき、譲渡担保設定者側に抽象的な余剰価値及び当該財産の使用価値が帰属することから、当該財産は「再生債務者の財産」として「属する」と説明されることとなる。後者の使用価値については、設定者留保権という形で帰属するものと考えられる¹⁶⁷⁾。

裏を返せば、再生債務者たる譲渡担保設定者に帰属する抽象的な余剰価値及び使用価値が消滅した場合、譲渡担保財産はもはや再生債務者財産に「属する」と評価することはできない。したがって、それらの消滅時点をもって、担保権実行中止命令等の時的限界と解するのが相当である。

(2) 余剰価値や使用価値の消滅時期

そして、譲渡担保権の場合、譲渡担保権者が清算を完了した時点で、設定者留保権は消滅するものと解されている¹⁶⁸⁾。したがって、清算が完了することによって、譲渡担保設定者側に帰属する抽象的な余剰価値は消滅し、さらに、使用価値も消滅する。

167) 道垣内・前掲注 (18) 316 頁は、譲渡担保設定者は設定者留保権に基づいて譲渡担保財産を利用することができるとする。したがって、設定者留保権は受戻権的機能、目的物利用機能に終始するの否かはともかくとして、少なくとも受戻権や利用権を包含する複合的権利と理解することとなろう。

168) 道垣内・前掲注 (18) 324 頁は、譲渡担保権者による清算義務の履行は理論的には設定者留保権を消滅させる対価であるとする。

清算の完了時期に関しては、帰属清算型の場合、客観的に清算金が生ずるのであれば、清算金の支払あるいは提供時に清算が完了し、あるいは客観的に清算金が生じない場合、清算金が発生しない旨の通知をした時点で、清算は完了となる、と解される。また、処分清算型の場合、譲渡担保権者が譲渡担保財産を第三者に処分した段階で清算は完了することとなる¹⁶⁹⁾。

2 所有権留保

(1) 担保権実行中止命令等の時的限界

所有権留保において、その担保目的財産は留保所有権の対象物、すなわち、留保目的物それ自体となる。そして、価値帰属説の立場からは、留保目的物につき、留保買主側に抽象的な余剰価値及び当該財産の使用価値が帰属することから、当該財産は「再生債務者の財産」として「属する」と説明されることとなる。使用価値については、物権的期待権という物的権利という形で帰属するものと考えられる¹⁷⁰⁾。

裏を返せば、再生債務者たる留保買主に帰属する抽象的な余剰価値及び使用価値が消滅した場合、留保目的物もはや再生債務者財産に「属する」と評価することはできない。したがって、それらの消滅時点をもって、担保権実行中止命令等の時的限界と解するのが相当である。

(2) 余剰価値や使用価値の消滅時期

所有権留保についても譲渡担保権と同様、清算義務を肯定する見解が一般的

169) 処分清算型の場合、債権者は清算金の支払や提供等をしていないが、抽象的な余剰価値は、清算金支払請求権は具体的な債権に転化するものと考えられる。したがって、譲渡担保権者が第三者に譲渡担保財産を売却した時点で、譲渡担保設定者に帰属していた抽象的な余剰価値も消滅するものと解するべきであろう。

170) 森田編・前掲注(18)623頁〔青木則幸〕は、近年において、「買主の物権的期待権の内容に占有権限を含める」見解が多数を占めると説明する。

である¹⁷¹⁾。したがって、留保売主が清算を完了した時点¹⁷²⁾で、留保買主に帰属する抽象的な余剰価値は消滅することとなる。

では、このような清算が完了した時点で、物権的期待権は消滅するのか。この問題は、物権的期待権は、譲渡担保権における設定者留保権と同様に留保売主側の清算完了を対価として消滅するのか、それとも、なお、留保売主による所有権留保特約付売買契約の解除を必要とするのであろうか¹⁷³⁾。

解除を必要と解する見解¹⁷⁴⁾は、留保買主側の適法な占有権限を否定する必要性、解除した場合につき留保売主側に生ずる損害賠償請求権と売買代金債権との等質性等を根拠とする。他方、解除を不要とする見解¹⁷⁵⁾は、解除が必要であると仮定すると、解除によって、被担保債権たる売買代金債権が消滅し、さらに、留保買主側の物権的期待権も消滅し、清算金通知まで代金を完済して目的物を受け戻すことができる根拠を説明できなくなることを等根拠とする¹⁷⁶⁾。

所有権留保は、譲渡担保権と同様、特定の債権の担保を目的とするものではあるが、譲渡担保権と異なり、元々債務者に帰属していた財産の譲渡を受けるのではなく、債権者が元々、所有している財産を債務者の占有下に移すという法形式をとる。そうであるとすれば、留保売主による積極的な占有権限の喪失行為である解除を必要であると差し当たり解する。この場合、留保売主による解除は物権的期待権のうち、使用収益権限としての部分を消滅させる性格を有

171) 所有権留保について、清算義務を肯定するものとして、道垣内・前掲注(18) 372頁等。

172) 商事法務編・前掲注(115) 182頁以下は、所有権留保における清算の方式について、帰属清算方式及び処分清算方式を提案する。

173) 見解の対立については、商事法務編・前掲注(115) 183頁参照。

174) 加藤一郎＝林良平編『担保法体系 第4巻』388-389頁(金融財政事情研究会、1985)〔安永正昭〕等。

175) 松岡・前掲注(11) 383頁。道垣内・前掲注(18) 372-373頁も、留保買主の留保目的物の占有・利用権限は物権的期待権に基づくものである以上、解除が必要全的に要求されるわけではないこと、譲渡担保と所有権留保をなるべくパラレルにとらえるべきことを理由として、解除は不要であるとの立場に立つ。

176) 松岡・前掲注(11) 383頁。

するものと考えられよう。

3 フルペイアウト方式によるファイナンス・リースについて

(1) 担保権実行中止命令等の時的限界

その担保目的財産は、リース会社に帰属する担保目的の所有権の客体たるリース物件である。そして、価値帰属説の立場からは、リース物件につき、ユーザーに抽象的な余剰担保価値及び当該財産の使用価値が帰属することから、当該財産は「再生債務者の財産」として「属する」と説明されることとなる。使用価値については、利用権という形で帰属するものと考えられる。

裏を返せば、再生債務者たるユーザーに帰属する抽象的な余剰価値及び使用価値が消滅した場合、リース物件はもはや再生債務者財産に「属する」と評価することはできない。したがって、それらの消滅時点をもって、担保権実行中止命令等の時的限界と解するのが相当である。

(2) 余剰価値及び使用価値の消滅時期

フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約についても清算義務が肯定されている。したがって、リース会社が清算を完了した時点で、ユーザーに帰属する抽象的な余剰価値は消滅することとなる。

また、ユーザーに帰属する利用権については、所有権留保と同様、リース会社が積極的にユーザーに付与する性格を持つ以上、その消滅についてはリース会社による解除の意思表示が必要であると解する。

4 結論

譲渡担保権、所有権留保、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約いずれについても、譲渡担保権者等の債権者が清算を完了した時点で、譲渡担保設定者や留保買主、ユーザーに帰属する譲渡担保財産、留保目的物、リース物件に係る抽象的な余剰価値は消滅する。また、譲渡担保財産に係る使用価値についても、清算の完了を対価として消滅する。他方、留保目的物に係

る使用価値やリース物件に係る使用価値は、留保売主やリース会社が積極的に付与したものである以上、留保売主やリース会社による解除の意思表示を必要とする。

結論として、譲渡担保権の場合、譲渡担保権者が清算を完了した時点で、譲渡担保財産は再生債務者たる譲渡担保設定者の財産との経済的連結が絶たれたものと評価される。したがって、本時点が担保権実行中止命令等の時的限界となる。

他方、所有権留保、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約については、留保売主やリース会社が解除の意思表示をし、かつ、清算を完了した時点で、留保目的物やリース物件に係る各価値が消滅し、これらの財産は再生債務者たる留保買主やユーザーの財産との経済的連結が絶たれる。よって、本時点が担保権実行中止命令等の時的限界となる。

第 6 結論及び今後の検討課題

1 結論

本稿では、再生債務者の財産を筆頭とする倒産財団に「属する」との解釈について価値帰属説に立つ場合、担保権実行中止命令等の時的限界はどのように解釈されるべきであるか、一定の私見を展開した。結論としては、担保目的財産と再生債務者の財産との経済的連結が絶たれた時点を指すものと解する。なぜなら、担保権実行中止命令等の終期の問題と倒産財団帰属性要件の問題とは表裏の関係にあるからである。具体的には、再生債務者に帰属する抽象的な余剰価値や使用価値が事後的に消滅した時点を指すと理解する。

以上の解釈に立つ場合、各種非典型担保権における「担保目的財産」とは何か、分析する必要が生ずる。この問題について、私見としては、譲渡担保権においては譲渡担保財産、所有権留保においては留保目的物、フルペイアウト方式によるファイナンス・リースにおいてはリース物件が「担保目的財産」を構成すると解する。つまり、譲渡担保設定者に帰属する設定者留保権（あるいは受戻権）、留保買主に属する物権的期待権、ユーザーに帰属する利用権が担保

目的財産を構成するとは理解しない。

上記3つの非典型担保権はいずれもその物の使用収益権限、使用価値の具体的実現権限に関しては債務者側に帰属させつつ、他方、物の交換価値を債権者側が補足するという経済的構造を採用する。したがって、債権者側に帰属する所有権は特定の債権を目的とする、つまり、担保的機能を有する所有権である以上、担保目的的所有権として制限を受ける。このような制限を客体たる物の観点からも分析すると、当該所有権の客体たる物も純粋な所有物ではなく、「担保目的財産としての所有物」と評価することとなる。そのため、以上に挙げた非典型担保権においては物それ自体が所有物兼担保目的財産として機能することとなる。かかる見解に立つ場合、設定者留保権や物権的期待権、利用権は、当該担保目的財産が再生債務者の財産に「属する」、ひいては当該財産について「担保権が存する」（民事再生法148条1項）との評価を基礎づける1つの要素と位置付けられることとなる。

価値帰属説の立場からは、譲渡担保財産や留保目的物、リース物件につき、譲渡担保設定者、留保買主、ユーザーに抽象的な余剰担保価値及び上記担保目的財産の使用価値が帰属することから、当該財産は「再生債務者の財産」として「属する」と説明されることとなる。後者の使用価値については、設定者留保権、物権的期待権、利用権という形で帰属するものと考えられる。そして、譲渡担保権者や留保売主、リース会社が清算を完了した時点で、譲渡担保設定者、留保買主、ユーザーに帰属する抽象的な余剰価値は消滅する。また、設定者留保権についてはかかる清算を対価として消滅することとなる。他方、所有権留保、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約については、別途解除の意思表示をもって、留保目的物やリース物件に係る使用価値は消滅することとなる。したがって、譲渡担保権については清算完了時、所有権留保やフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約については、解除及び清算が完了した時点をもって担保権実行中止命令等の時的限界と解されることとなる。

2 今後の検討課題

本稿は、担保目的重視モデルの立場に立ち、譲渡担保権や所有権留保、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約につき、譲渡担保権者などの債権者に帰属する（担保目的の）所有権の客体たる所有物は、「担保目的財産としての所有物」である、との理解に立つ。かかる理解を前提として、私見は、価値帰属説の立場から、譲渡担保財産、留保目的物、リース物件は、譲渡担保設定者等に抽象的な余剰価値及び使用価値が帰属することから、これらの財産が再生債務者の財産に「属する」ことを肯定する。すなわち、「再生債務者の財産」や「破産財団」、「更生会社の財産」といった倒産法が目指す財産群¹⁷⁷⁾（以下、「倒産財団」と呼称する。）については、抽象的な余剰価値或使用価値といった価値それ自体の帰属をもって、「所有物としての担保目的財産」が上記財産群に「属する」ことを肯定する。

もっとも、譲渡担保設定者や留保買主、ユーザーにかかる抽象的な余剰価値或使用価値が帰属することを理由として、譲渡担保財産や留保目的物、リース物件が譲渡担保設定者等の「責任財産」を構成するとは限らない。例えば、最判昭和 56 年 12 月 17 日民集 35 卷 9 号 1328 頁¹⁷⁸⁾に係る調査官解説は、特段の事情のない限り、譲渡担保財産を対象としてなされた強制執行に対して、譲渡担保権者が第三者異議の訴えを提起することを許容する説明として、譲渡担保が権利移転の性質を有する以上、その目的物は譲渡担保設定者の一般債権者のための責任財産に属しないと基本的には解するべきであるからと説明する¹⁷⁹⁾。他方、同解説は、「特段の事情」（≡譲渡担保財産の価額が被担保債権を上回る

177) この問題は、譲渡担保権の別除権該当性の問題とも関連するところであるが、例として、破産法 2 条 9 項にいう「破産財団」は法定財団を指す、と解される。例えば、伊藤眞ほか・前掲注 (2) 512 頁は、取戻権について、対象となる財産が法定財産に属しない点において、法定財団に属する財産（担保目的財産）を対象とする別除権とは異なると紹介する。

178) 譲渡担保設定者のもとにある譲渡担保財産たる動産に対してなされた強制執行に対して、譲渡担保権者が第三者異議の訴え（民事執行法 38 条 1 項）を提起することを肯定した判例である。

179) 遠藤・前掲注 (73) 830 頁。

場合¹⁸⁰⁾が存在する場合、譲渡担保権者による第三者異議の訴えを肯定すべきではない理由として、譲渡担保権財産の余剰価値が「一般債権者の責任財産に属しないとするのは、譲渡担保権者に過ぎたる権利を付与したことになる」からであると説明する¹⁸¹⁾。以上の解説は、譲渡担保財産について抽象的な余剰価値、つまり、余剰価値が発生する可能性が存するのみでは直ちに当該財産が譲渡担保設定者の「責任財産」に属するわけではないことを意味する。

そうであるとすれば、少なくとも、所有物としての担保目的財産の局面において、倒産財団と責任財産との範囲は必ずしも一致しないのではないかと、という問題が生ずる¹⁸²⁾。もちろん、倒産法は、民法とは異なる規律（例えば、無償行為否認等）を設けていることは少なくない以上、責任財産と倒産財団とが乖離することは予定されているとも評価できるかもしれない。しかしながら、上記問題は、最終的には、倒産財団を構成する「財産」（破産法34条1項等）とは何か、財産権としての法形式を得たものに限定されるのか、それとも財産的価値や価値と評価できる可能性も包含するのか、という問題に帰着するものと考えられる。そして、仮に後者の立場に立つとすれば、それは責任財産を構成する財産よりも広範な概念であるのか、仮にそうであるとすれば、何故、倒産財団に係る「財産」は責任財産のそれよりも広く解釈することができるのか、その正当化根拠を明らかにする必要があるだろう。引き続き分析、検討を進めていくこととしたい。

本研究は、JSPS 科研費（課題番号：JP19K13751）の助成による成果の一部である。また、校正の段階で、担保法制の見直しに関する要綱案のとりまとめに向けた検討（5）-（10）等に接した。

180) 遠藤・前掲注（73）830頁。

181) 遠藤・前掲注（73）830頁。

182) 森富・前掲注（43）596頁は、倒産手続が包括的、一般的な強制執行としての側面があることを指摘しつつ、担保の目的物が、本来、かかる一般的な執行の対象となることを述べる。裏を返せば、担保の目的物は個別執行との関係では必ずしも責任財産を構成しないということであろう。